

# 第3次高森町環境基本計画

2022 ▶ 2029

ふるさとの自然を育み、自然の恵みを活かして  
人の暮らしを支えるまち



令和4年3月  
高森町

# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1-1</b>
1 計画の背景.....	1-1
2 計画の目的.....	1-2
3 計画の位置づけ.....	1-3
4 計画の期間・範囲.....	1-3
5 計画の構成.....	1-4
<b>第2章 現状と課題</b> .....	<b>2-1</b>
1 環境の現状.....	2-1
2 これまでの取り組みの評価と課題.....	2-28
<b>第3章 目指す将来像と計画の体系</b> .....	<b>3-1</b>
1 目指す将来像.....	3-1
2 計画の体系.....	3-2
3 SDGs との関係.....	3-3
<b>第4章 具体的な目標と実施施策</b> .....	<b>4-1</b>
計画の柱 A 2050年カーボンニュートラルの実現.....	4-1
計画の柱 B 自然環境の保全と生物多様性の確保.....	4-7
計画の柱 C 循環型社会の構築と環境負荷の低減.....	4-17
計画の柱 D 環境に配慮した人材の育成.....	4-25
<b>第5章 計画の推進体制と進行管理</b> .....	<b>5-1</b>
1 推進体制.....	5-1
2 進行管理.....	5-2

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の背景

高森町では、平成17年3月に（第1次）高森町環境基本計画を策定したのち、平成27年6月に第2次環境基本計画を策定。『未来へつなぐ～豊かな自然や環境にやさしいまち～』という将来の環境像実現に向け、地球温暖化・ごみ排出量抑制、自然環境保護等様々な取り組みを行ってきました。

中でも、地球規模での環境課題である地球温暖化問題に対応すべく、平成31年3月に高森町の事務や事業に伴い発生する温室効果ガス削減を目指す高森町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、令和3年3月には、飯田下伊那地域では初となる「長野県高森町ゼロカーボンシティ宣言」を高森町議会と共同で表明しました。さらに、令和4年度中には、町全体の2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すためのアクションプランである高森町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定予定であり、今後は計画等に基づく確実な実践が求められています。

ごみ排出量抑制では、町民の皆様の環境意識の醸成、適正なごみ分別の実践等により、1人1日当たりのごみ排出量の少なさが全国でも上位に位置していますが、食品ロス問題や海洋プラスチック問題等解決に向け、更なる高みを目指して取り組みを進めています。

平成28年度から3年間をかけて町内の動植物の実相を把握するため、専門家11名による調査を実施。令和2年3月に植物1,433種・動物2,448種・計3,881種を収録した『高森町の動植物』を発刊し、生物多様性の保全に努めています。

その一方で、里山の荒廃化、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による被害拡大、外来生物の増加等といった身近な環境問題については、大きな成果につながっていないこともあり、今後も継続的な課題解決に向けた取り組み強化が求められているところです。また、新たな環境問題として、人獣共通感染症である新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行のような環境問題にも対応する必要が生じてきています。

これからは、地域と地球規模の環境問題の解決のために、高森町の自然環境や社会環境に適合した環境対策とともに、地球上の誰一人取り残さないことを目指して17ゴール・169ターゲットから構成される「持続可能な開発目標SDGs」や、人、動物、生態系の3つの健康を1つのものとして守る「ワンヘルス」といった新たな視点が重要になってきています。

このような背景のもと、高森町では、新たな視点を取り入れながら、町民、事業者、行政が連携、協力して地域と地球規模の環境問題の解決に取り組んでいくため、「第3次高森町環境基本計画（以下、本計画という）」を策定しました。

## 2 計画の目的

本計画は、町民、事業者、行政が連携、協力して地域と地球規模の環境問題の解決に取り組んでいくとともに、高森町環境保全条例の理念を念頭に、「目指す将来像」を実現するために、町民、事業者、行政の各主体がそれぞれに取り組むべき手だてを整理し、実行していくことを目的としています。

### 高森町環境保全条例（抜粋）

#### 前文

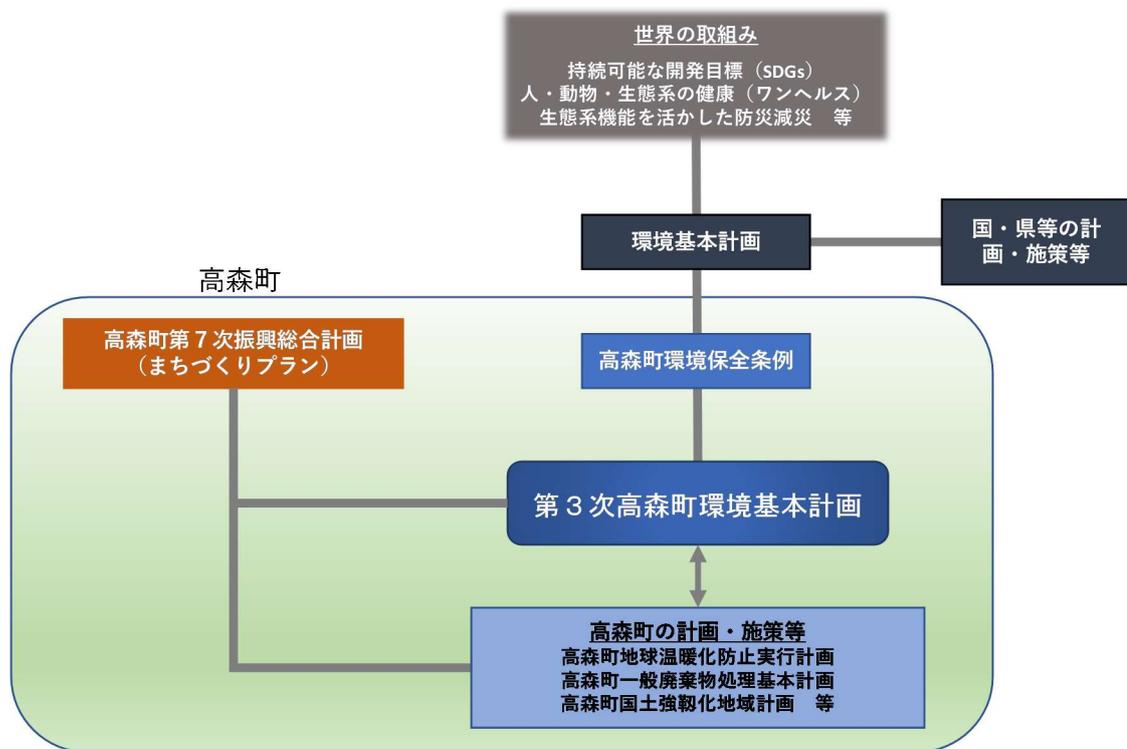
「地球の自然は次代に引き継ぐものでなく、次代の人々から借りているもので、汚さず返さなければならぬもの」とする認識の下に、高森町町民憲章の「1. 自然を大切にして豊かな緑と水のきれいな町をつくります」を創造する

#### 基本方針

- (1) 公害がなく、人の健康を保護し、町民が安心して居住できる生活環境を保全する。
- (2) 水、緑等が豊かである自然環境を保全し、かつ、環境の自然的構成要素である水、大気、土壌等を良好な状態に保持するとともに、資源を大切に、その有効利用等を促すことにより、環境への負荷を低減させる。
- (3) 生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつ、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保する。
- (4) 自然環境と一体となっている美しい景観や地域の歴史、文化の特性等を生かし、快適な生活環境を創る。
- (5) 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化等の地球環境問題及びその他の環境問題に対する町民等の自主的な学習等を啓発し、環境の保全に関する施策への町民の積極的な参加と実践活動を促す。

### 3 計画の位置づけ

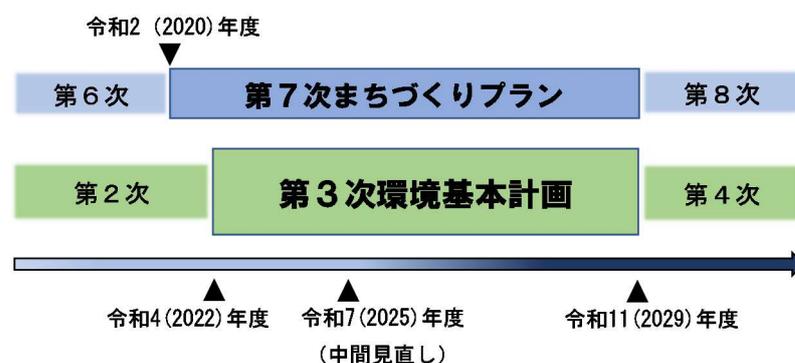
本計画は、高森町環境保全条例の規定に基づき策定され、高森町第7次振興総合計画（以下、まちづくりプランという）を上位計画として環境像や理念を実現するために、町の環境に関する取り組みの基本となるものです。



### 4 計画の期間・範囲

本計画は、まちづくりプランと同時に進行していくことから、計画期間は令和4（2022）年度から、まちづくりプランの計画期間の終期である令和11（2029）年度までとします。また、計画策定から3年が経過する令和7（2025）年度に中間見直しを行います。

計画の対象は、高森町全域とします。なお、広域連携が必要な取り組みは周辺自治体等を含む地域とします。



## 5 計画の構成

本計画は以下の構成で作成されています。

### 第1章 計画の基本的な考え方

本計画の目的、期間等、基本的な事項を示しています。

### 第2章 現状と課題

統計や調査から町の自然環境や社会環境の現状と課題を把握するとともに、アンケート調査や行政資料等からこれまでの取組みを評価しています。

### 第3章 目指す将来像と計画の体系

#### 目指す将来像

町や町民、事業者等のすべての主体が目指す将来の高森町の目標とする姿を示しています。

#### 計画の体系

目指す将来像に向けて取り組むための体系として「計画の柱」、「計画の目標」、「具体的な目標」、「具体的な取組み内容」を示しています。

### 第4章 具体的な目標と実施施策

#### 計画の柱

目指す将来像を実現するために、4つの「計画の柱」と、それぞれの「計画の目標」と「具体的な取組み」を示しています。

#### 計画の目標

「計画の柱」を達成するための基本となる「計画の目標」を示しています。

#### 具体的な目標

「計画の目標」を達成するための、「具体的な目標」として数値目標を示しています。

#### 具体的な取組み内容

町・町民・事業者の各主体が率先して取り組む必要のある具体的な内容を示しています。

### 第5章 計画の推進体制と進行管理

本計画の目標を達成するための取組みを効果的に推進する体制と進行管理方法を示しています。